

グリーンインフラ(GI)に関するファイナンスガイドライン 第2回検討会のご意見と対応方針

令和8年3月4日

国土交通省 総合政策局 環境政策課

第2回ガイドライン検討会が出た意見と対応方針

#	カテゴリ	ご指摘	ガイドライン作成に向けた対応	対応ページ
1	全般	<ul style="list-style-type: none"> 「官民連携」は万能な資金調達手法ではない。また、「官民連携」という言葉が、資金を獲得するGI事業者が行政と協力して実施することを指している（SIB等）のか、あるいは金融機関が行政と資金拠出の負担を分担することを指している（官民ファンド等）のか、資料内で混在しておりわかりづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ GI事業の資金調達のあり方を新規記載 ➤ また、リスクについて、受益者が費用負担を行うことでリスク低減につながる観点も追記 	p.14、42
2	全般	<ul style="list-style-type: none"> 「官民連携」というと、一般的には、民間事業者が如何にも公共にもリスクを負わせるかという文脈であることが多く、通常公共事業であるGI事業に民間事業者の資金等投入を促す本資料とギャップがあるのではないか。 		
3	全般	<ul style="list-style-type: none"> 資金提供主体である金融機関等へのメッセージが弱いのではないか。例えば、資金提供の際の具体的なメニュー等を一定整理してもよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ GI事業に資金提供する意義を一般論として追記 	p.15
4	第二章(GIにおける資金調達)	<ul style="list-style-type: none"> ステークホルダーとの対話について、各段階においてステークホルダーと対話する内容が異なると思われるため、補足を入れるとよい。具体的にはケースごとに説明するか、コラムを入れる等を施し、理解の解像度を上げる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 類似事例から各フェーズでの対話内容を追記 	p.16
5	第二章(GIにおける資金調達)	<ul style="list-style-type: none"> P.17「資金の観点からGI事業を推進する効果」については、GI事業が結局補助金だよりになるというメッセージを受け取りかねず、他資料のメッセージとそぐわないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当該スライドを削除 	—
6	第三章(事業類型化)	<ul style="list-style-type: none"> リスクに応じた費用分担について、より深く整理したほうがわかりやすい。 		
7	第三章(事業類型化)	<ul style="list-style-type: none"> P.22「資金調達におけるGI事業類型化」における事業類型⑤（地域の基礎インフラを担う公的なGI事業）について、潜在的なリスクをコントロールする事業である以上受益者が特定できず、公共が負担するという構造だと思ふ。 どういったリスクを主体間でどのように分担しており、GIがそのリスクをどれくらい軽減できるのかというものを定量化し、受益者（リスク軽減できる主体）に資金の負担を交渉できるようにするとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ リスクについて、受益者が費用負担を行うことでリスク低減につながる観点を追記 	p.42

第2回ガイドライン検討会が出た意見と対応方針

#	カテゴリ	ご指摘	ガイドライン作成に向けた対応	対応ページ
8	第五章(具体的スキーム)	<ul style="list-style-type: none"> P.54「SIBを活用したスキーム（概要）」のスキーム図にて、SIBの資金提供者が多く書かれているが、実際はファンドを組成する場合も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ファンドを組成する可能性について追記や表現を修正 	p.54
9	第五章(具体的スキーム)	<ul style="list-style-type: none"> ファイナンスに必要な専門的な評価と公共が行う事業評価では評価の質が異なる。公的資金で抱えられるリスクとそれ以外に必要な、エビデンスも異なり資金提供者にとってはリスクになる点を記載を工夫してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ご意見を踏まえて記載を修正 	p.64
10	第五章(具体的スキーム)・第六章(中間支援組織)	<ul style="list-style-type: none"> SIBの既存活用事例は小規模なものが多く、GI整備のような大規模な資金が必要な事業へ活用するには現状ハードルが高い認識である。一方、SIB事業の可能性は今後どんどん広がっていくとも考えられる。 今後、中間支援組織が行政・事業者を取り持ちSIB事業を立ち上げるという流れも期待できるという点を補記していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本資料では、「事業検討開始後に中間支援組織を設立する場合を考える」という前提を追記 	p.70
11	第六章(中間支援組織)	<ul style="list-style-type: none"> P.71「中間支援組織の組成・運用におけるポイント」にて、中間支援組織を担う主体に損害保険会社も付け加えてもよいのではないかと。特に、損害保険会社はリスクに関するデータを集約的に有するという点はポイントである。 損害保険会社の営業は全国にネットワークがある強みがある一方、地域のリスクを分析するチームとの距離が遠い課題がある。両者をつなげることで、地域のリスクを低減する保険開発のためにGI事業への資金提供などを期待できるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 損害保険会社の担うべき役割について追記 	p.71、72
12	第六章(中間支援組織)	<ul style="list-style-type: none"> 社会課題解決に意欲的な、必ずしも収益拡大を主眼としないNPO等の組織をうまく活用できるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 中間支援組織を担う主体のうち、民間団体に「NPO含む」と追記 	p.72
13	第六章(中間支援組織)	<ul style="list-style-type: none"> 中間支援組織のスキーム図について、特にどの主体が最初発案し、リードしたのか等、時系列順の組成プロセスを整理できると良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 掲載した二事例（山口、網走）について調査・追記（詳細は別添資料にて記載済み） 	p.73、74